

| 相手国政府・ 国際機関 (注1) | 名 称 | 協 力 の 目 的 及 び 内 容 | 贈与の限度額又 は贈与額 と 贈与の供与期限 (注2) | 署名日 (勤続日) (注3) | 署 名 者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|------------------------|---|--------------------------|---|-----------------------------------|--|---------------------|
| モンゴル | 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文 | 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入 | 309,000千円 2026.12.31まで | 2018.6.25 クランバ ートルで (同日) | 日本側 高岡正人在モンゴ ル大使 モンゴル側 チメド・フレ ルバスタータル大蔵大臣 | 2018.7.9 235号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。